

オンライン資格確認の導入で 事務コストの削減とより良い医療の提供を ～データヘルスの基盤として～

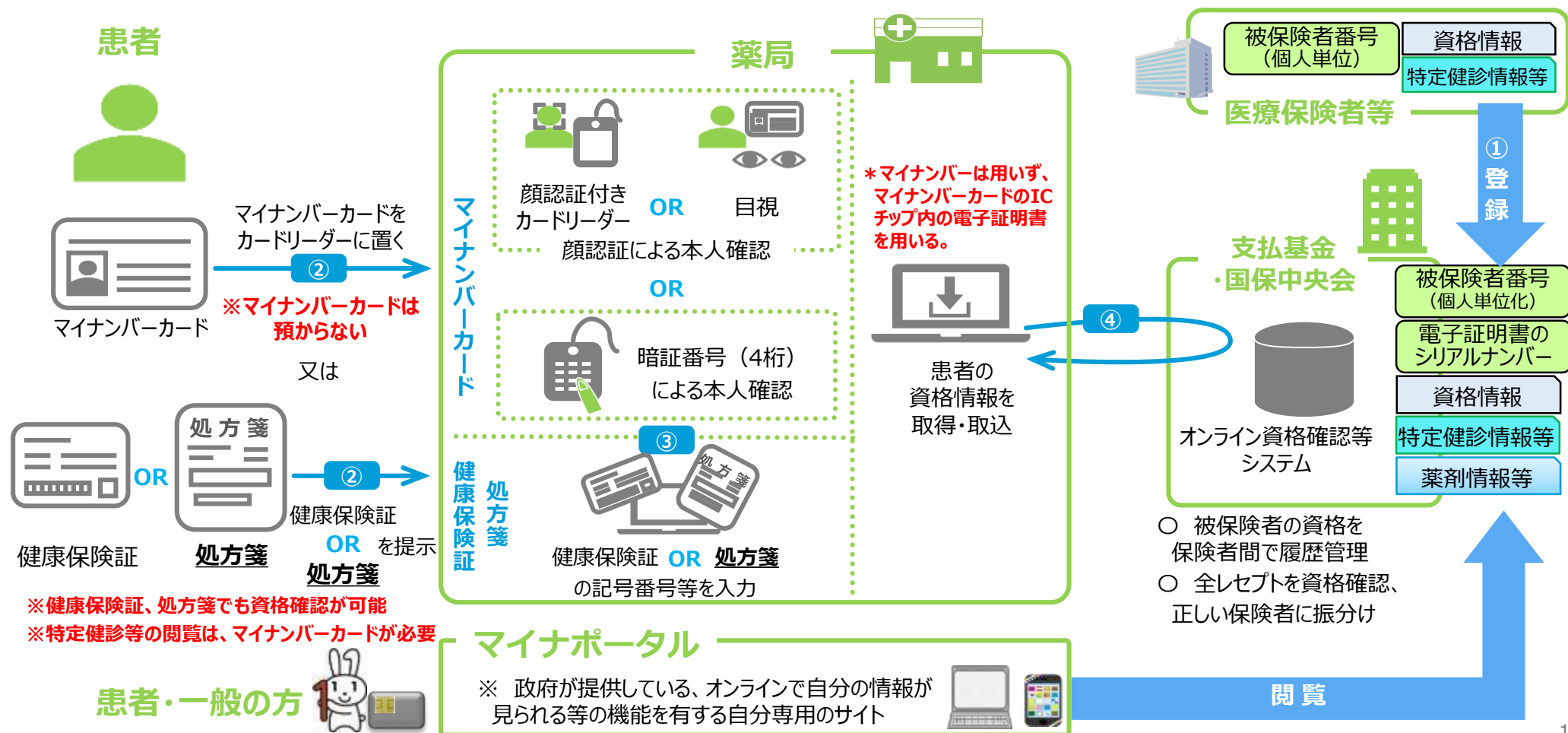
【薬局の方々へ】

令和4年3月
厚生労働省保険局

1. オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について

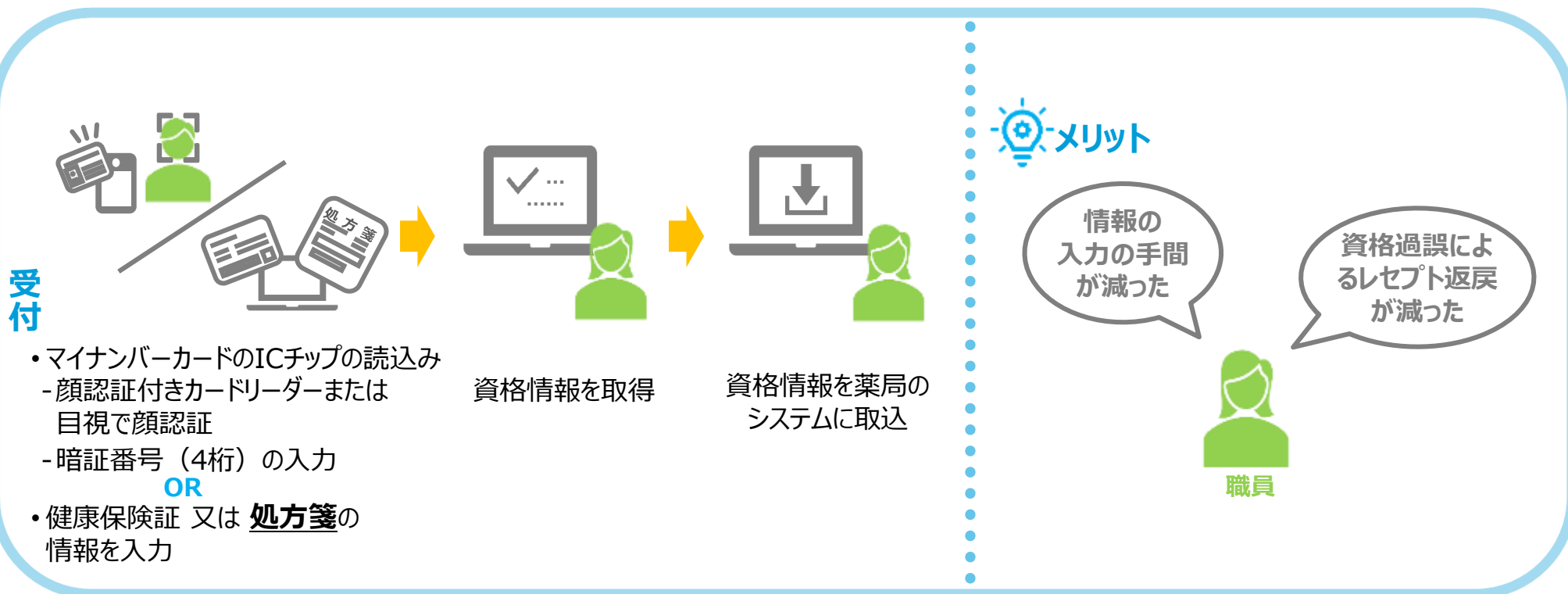
○ オンライン資格確認等システムの導入により、

- ① 薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
- ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。



2. 薬局で変わること①

- オンラインで資格を確認することにより、薬局の窓口で、**直ちに資格確認が出来るようになります。**
- 即時に確認することが可能となり、**レセプトの返戻が減ります。**
また、**窓口の入力の手間も減ります。**



※ 資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は運用開始時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

2. 薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会の情報を薬局に提供することが出来るようになります。

マイナンバーカードを用いて本人から同意を取得した上で、薬剤情報や特定健診等情報を薬局で閲覧することが可能となります。

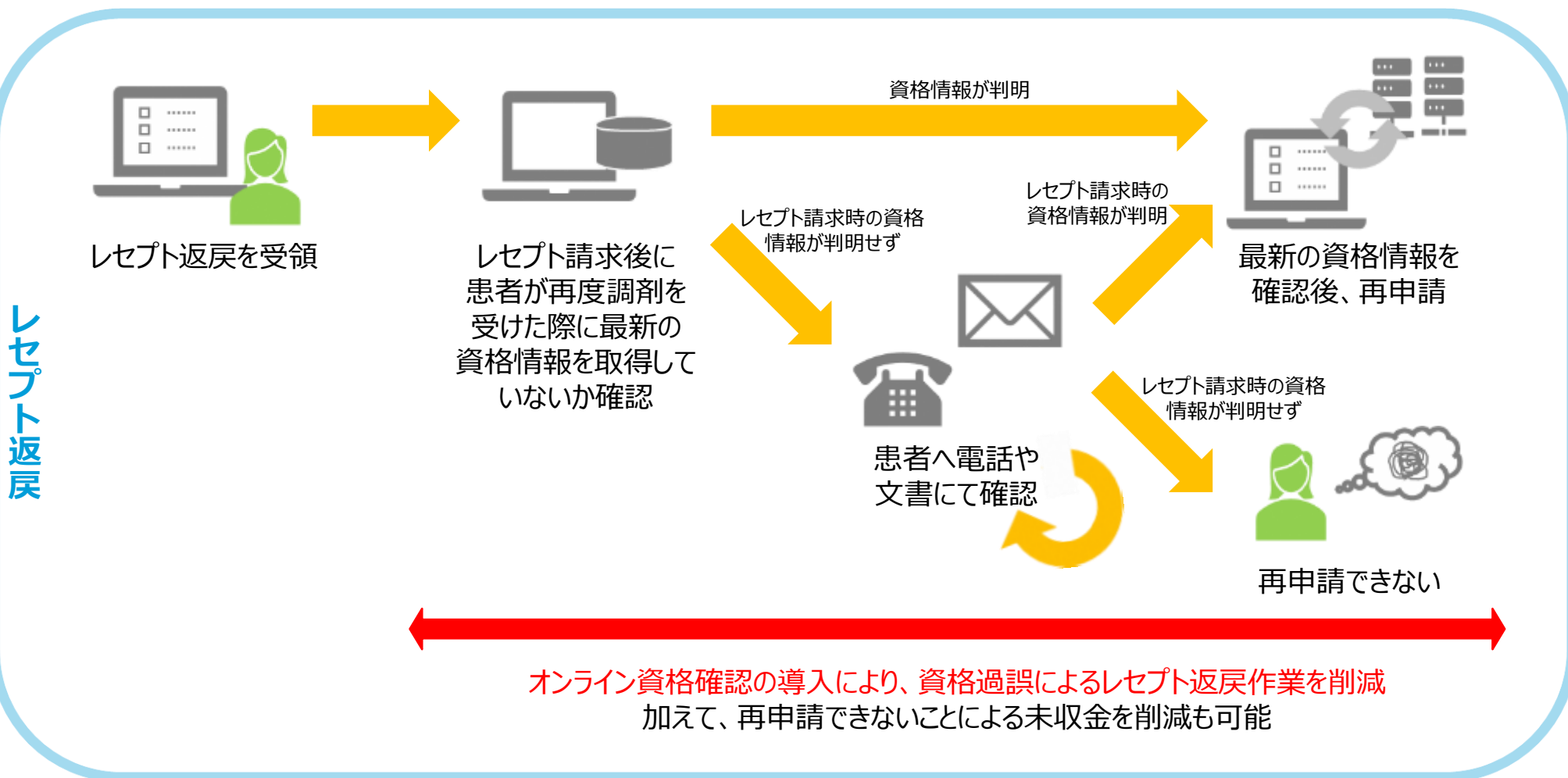


※薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。

※特定健診等情報は、特定健診・後期高齢者健診情報のことです。

3. メリット：資格過誤によるレセプト返戻の作業削減

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減されます。



3. メリット：保険証の入力の手間削減

今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等をシステムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは**最新の保険資格を自動的に取り込むことができます**。保険証・処方箋でも、最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。

患者情報				登録	
シメイ		性別		資格確認日	
氏名		生年月日		年齢	
保険者番号		保険者名		郵便番号	
記号・番号・枝番				住所	
患者区分				電話番号1	
資格取得年月日		交付年月日		電話番号2	
有効期間		～			

マイナンバーカード



マイナンバーカードでは最新の保険資格情報を自動的に取得

健康保険証
又は
処方箋



健康保険証 又は **処方箋**は
最小限の情報を入力

オンライン資格確認

完了

保険者番号	12345
記号・番号・枝番	1234 5678910 01
生年月日	1970/01/01
性別	男
資格取得日	2020/01/08

有効な場合
保険資格情報
を取得

患者情報				登録	
シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	2020/01/08
氏名	厚労 太郎	生年月日	1970/01/01	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-45
記号・番号・枝番	1234	5678910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	2018/07/01	交付年月日	2018/07/01	電話番号2	XXX-XXX-XXX
有効期間	2018/07/01	～	2023/07/01		

3. メリット：薬剤情報・特定健診等情報の閲覧①

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の薬剤情報・特定健診等情報を閲覧することができます。患者の意思をマイナンバーカードで確認した上で、薬剤師等の有資格者が閲覧します。

＜閲覧イメージ＞



薬剤情報/特定健診等情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認

薬剤師等の有資格者が薬剤情報/特定健診等情報を閲覧

薬剤情報										
氏名	厚労太郎			性別	男		年齢	50歳		
診療月/人/外/内	処方日	処方日	処方日	処方日	処方日	処方日	処方日	処方日	処方日	処方日
10月 外来	5日	-	-	-	内服	処方名（商品名）	処方名（一般名）	処方量	処方頻度	処方回数
10月 外来	5日	-	-	-	内服	アスチン錠20mg	アスチン錠	2錠	7	7
10月 外来	5日	-	-	-	内服	プロピル錠12 12mg	プロピル錠	1錠	7	7
10月 外来	5日	-	-	-	外用	シロリン酸塩0.12%	シロリン酸塩	5g	1	1
10月 外来	5日	-	-	-	注射	アスチン10錠	アスチン	1錠	1	1
10月 調剤	6日	6日	1日1回	内服	アスチン錠10mg	アスチン錠	1錠	23	23	23
10月 調剤	6日	6日	1日1回	内服	ロキソプロフェン錠60mg	ロキソプロフェン錠	23錠	1	1	1
10月 調剤	18日	18日	1日1回	内服	アスチン錠10mg	アスチン錠	1錠	23	23	23
10月 調剤	30日	30日	1日1回	内服	アスチン錠2mg	アスチン錠	1錠	23	23	23
11月 入院	5日	-	-	-	内服	シロリン酸塩250mg	シロリン酸塩	2錠	1	1

薬剤情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能

特定健診情報					
氏名	厚労太郎		性別	男	
			年齢	50歳	
身体計測	身長	170.8	血中脂質検査	中性脂肪	140
	体重	63.6		HDLコレステロール	125
	腰囲	79.5		LDLコレステロール	154
	BMI	21.8	血糖検査	空腹時血糖	97
血圧等	血圧	67-106		HbA1C	5.1
	GOT(AST)	23		随時血糖	120
	GPT(ALT)	22	血液検査	CRP	0.07
肝機能検査	LDH	160		RF定量	3未満

特定健診等情報：医療保険者等が登録した5年分の情報が参照可能

3. メリット：薬剤情報・特定健診等情報の閲覧②

特定健診情報とは（特定健診とは）

特定健診とは、生活習慣病(糖尿病等)の予防や早期発見・改善を目的に、医療保険者が40歳以上(74歳以下)の加入者に対して実施する健康診査。特定健診情報はこの特定健診の結果の情報。(75歳以上の者については後期高齢者健診情報)

医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

(注) 下線の項目は後期高齢者健診においては存在しない。

- 受診者情報
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
- 特定健診結果情報 (※)
(診察(既往歴等)、身体計測、血圧測定、血液検査(肝機能・血糖・脂質等)、尿検査、心電図検査、眼底検査の結果)
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等) (※)
- メタボリックシンドローム基準の該当判定 (※)
- 特定保健指導の対象基準の該当判定 (※)

※ 令和2年度以降に実施し順次登録された5年間分の情報が閲覧可能。

薬剤情報とは

医療機関等を受診し、医療機関等から毎月請求される医科・歯科・調剤・DPCレセプト(電子レセプト)から抽出した薬剤の情報。

医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

(注) 下線の項目は後期高齢者においては存在しない。

- 受診者情報
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
- 薬剤情報 (※)
(調剤年月日、処方医療機関識別、処方区分、使用区分、医薬品名、成分名、用法、用量、調剤数量)

※ 令和3年9月診療分のレセプト(医科・歯科・調剤・DPC)から抽出を開始し、3年間分の情報が閲覧可能。

閲覧に同意

閲覧が可能となった場合に診療に及ぼす影響

- かかりつけの医療機関以外でも(災害時や旅先)、別の医療機関で患者の情報を確認することができ、より適切で迅速な検査、診断、治療等の実施が可能に
- 複数医療機関を受診する患者の情報を集約して把握でき、患者の総合的な把握が求められるかかりつけ医の診療にも資する
- 患者が医療従事者からの問診・確認へ対応する負担の軽減につながる(医療従事者側の負担軽減や対面診療の時間短縮にもつながる)

3. メリット：薬剤情報・特定健診等情報の閲覧③

来院

本人確認

※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

①マイナンバーカードを置く 【患者】



②本人確認方法を選択 【患者】

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

③顔の撮影、又は暗証番号を入力 【患者】

顔を枠内に入れてください。

暗証番号を入力してください。

● ● ● ●

1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 キャンセル

同意取得

完了

同意取得 ※高額療養費制度を利用する方のみ

④薬剤情報・特定健診情報等の閲覧同意を選択 【患者】

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない・40歳未満の方

⑤資格確認等が完了 【患者】

●●××様
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方はこちら

選択した場合

⑥提供する情報（限度額情報等）を選択 【患者】

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

完了しました。

マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

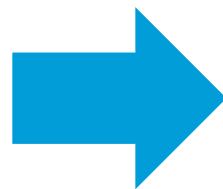
3. メリット：災害時における薬剤情報・特定健診等情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・特定健診等情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができます。

(災害時)

- ・薬を家に置いて避難してきた・・・
- ・避難所で持ってきた薬を飲みきってしまった・・・
- ・かかりつけ医以外のところで受診することに・・・



薬剤情報等の閲覧により、
よりよい医療を受けられる

災害時



災害時、厚生労働省保険局にて、災害の規模等に応じて薬局の範囲及び期間を定める



特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認を不要とする



資格確認端末で照会

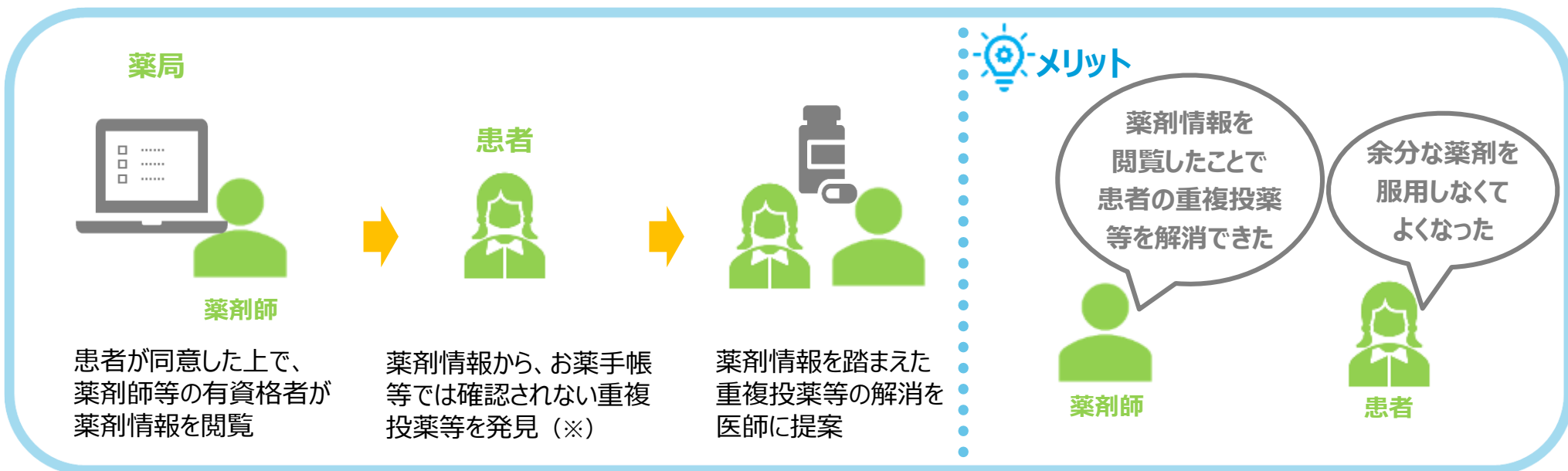


薬局名	住所	薬剤師	薬剤師の氏名	薬剤師の資格	薬剤師の所属
薬局A	〒100-0001 東京都千代田区千代田	田中 太郎	田中 太郎	薬剤師	田中 太郎
薬局B	〒100-0001 東京都千代田区千代田	田中 太郎	田中 太郎	薬剤師	田中 太郎
薬局C	〒100-0001 東京都千代田区千代田	田中 太郎	田中 太郎	薬剤師	田中 太郎

通常時と同様の画面が閲覧可能

3. メリット：重複投薬等を発見できる

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の処方状況の一元的把握に役立つ情報を得ることができます。患者の服用中の薬剤を一元的に把握し、重複投薬等の解消提案をすることで、令和2年度診療報酬改定で追加された「服用薬剤調整支援料2」（100点、3月に1回まで）を算定できます。



「服用薬剤調整支援料2」（100点）

複数の保険医療機関より6種類以上の内服薬（特に規定するものを除く。）が処方されていたものについて、患者若しくはその家族等の求めに応じて、当該患者の服用中の薬剤について一元的把握を行った結果、重複投薬等が確認された場合であって、処方医に対して、当該重複投薬の状況が記載された文書を用いてその解消等に係る提案を行ったときは、3月に1回に限り所定点数を算定する。

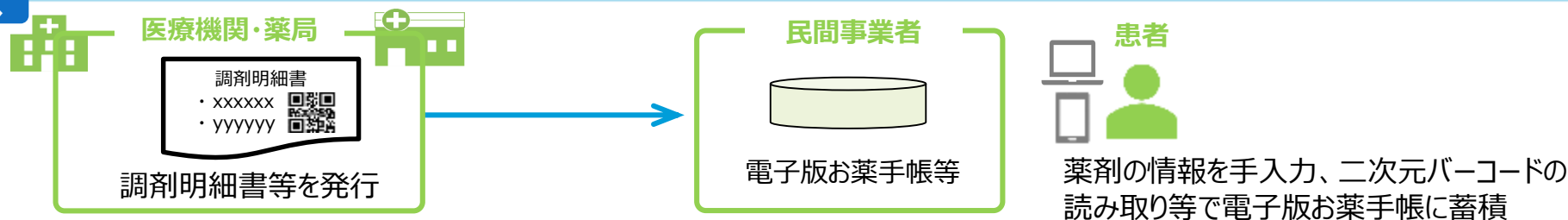
※ 薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。レセプト情報をきっかけに声をかける患者をピックアップし、直近の処方の有無について患者に確認ください。

3. メリット：電子版お薬手帳との連携

これまでは、医療機関・薬局毎に発行される調剤明細書等に記載されている薬剤情報を手入力または二次元バーコードの読み取り等で電子版お薬手帳に蓄積していました。

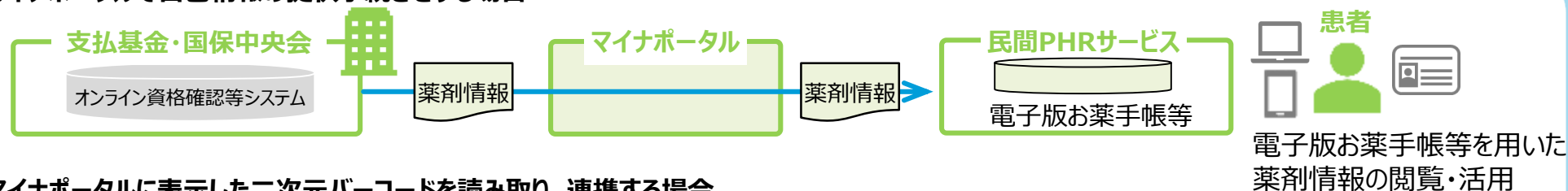
これからは、これまでの調剤明細書等の情報に加えて、マイナポータルを介し、**レセプト情報に基づいた薬剤情報を一括で電子版お薬手帳に取り込むことができる**ようになります。

現状

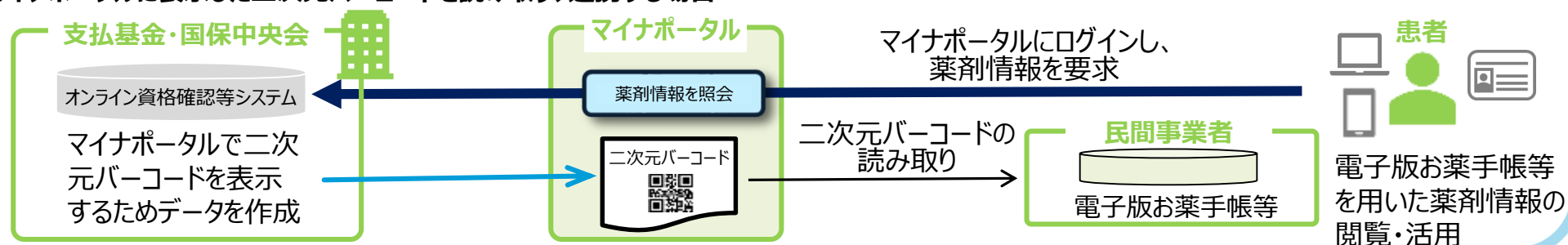


さらなる拡充

①マイナポータルで自己情報の提供手続きをする場合



②マイナポータルに表示した二次元バーコードを読み取り、連携する場合



※ お薬手帳アプリによっては読み取れない場合がある。なお、既に薬局の調剤明細書等に記載されている二次元バーコードを読み取って電子版お薬手帳へ登録している場合、重複して登録されてしまうため、読み取る際は注意が必要。

4. 顔認証付きカードリーダーとは

- 顔認証付きカードリーダーとは、オンライン資格確認を行う際に必要となる機器のことで、マイナンバーカードの顔写真データを IC チップから読み取り、その「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」と照合して、本人確認を行うことができるカードリーダーです。



富士通Japan株式会社



パナソニック システム
ソリューションズ ジャパン
株式会社



株式会社アルメックス



キヤノンマーケティングジャパン
株式会社

顔認証付きカードリーダーの
カタログページはこちら
動画もあります！



顔認証で本人確認ができます



薬剤情報/特定健診等情報閲覧の同意ができます
限度額適用認定証等に係る同意ができます



暗証番号入力で本人確認ができます



健康保険証利用の申込（初回登録）ができます

4. 顔認証付きカードリーダーの機能の詳細（その1）

機器に係る主な要件の詳細



カメラ



液晶
ディスプレイ



接続
インターフェース



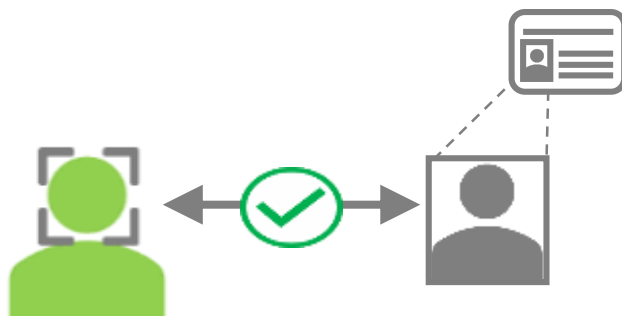
セキュリティ
関連

顔認証を行う上で十分な画質を担保したカメラ、タッチパネル対応の液晶ディスプレイ等を装備。セキュリティ対策として、のぞき見防止等を実施。

＜仕様例＞

- 画面サイズは**5インチ以上**
- タッチパネルで操作可能
- **のぞき見防止の対策**実施

顔認証機能



顔の特徴点等进行分析し
同一人物であることを照合

患者の顔をカメラで撮影したものと**マイナンバーカードから抽出した顔写真**で本人であることを照合。顔認証の照合率として、高い水準を満たしている顔認証エンジンを搭載。

＜仕様例＞

- 顔認証の精度は誤合致率※（FMR）0.01%の時に誤非合致率※（FNMR）0.6%以下

※ FMRとは本人と異なる顔で照合した結果の内、同じ顔と判断される確率のこと。FNMRとは本人の顔で照合した結果の内、異なる顔と判断される確率のこと。

4. 顔認証付きカードリーダーの機能の詳細（その2）

セキュリティ

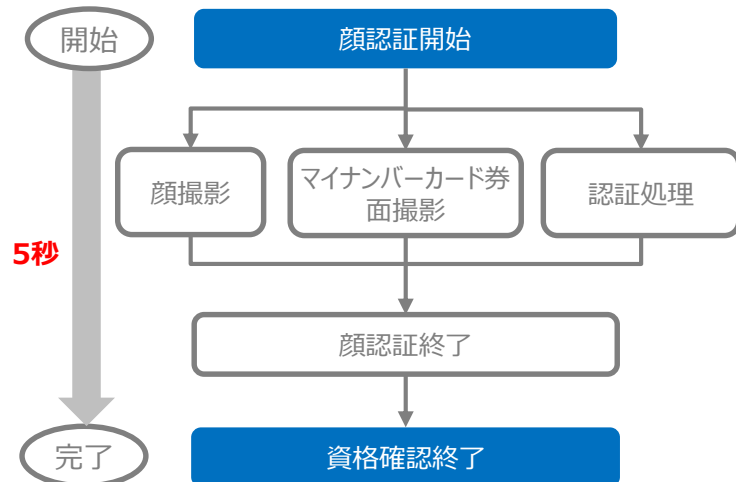


顔写真データ等の認証処理に関連するデータは、**保持せず消去**し、データの取り出しは不可の仕組み。また、操作ログ等を出力し、処理の証跡を残す。

<仕様例>

- 認証処理に関連するデータは認証処理終了時に能動的に消去
- 操作ログやエラーログを出力
- メモリダンプやデバッグモードは使用不可

システム処理に係るレスポンス



顔認証時間やマイナンバーカードの券面スキャン時間等のレスポンス時間について、並列処理を行う等により短縮化を実施。

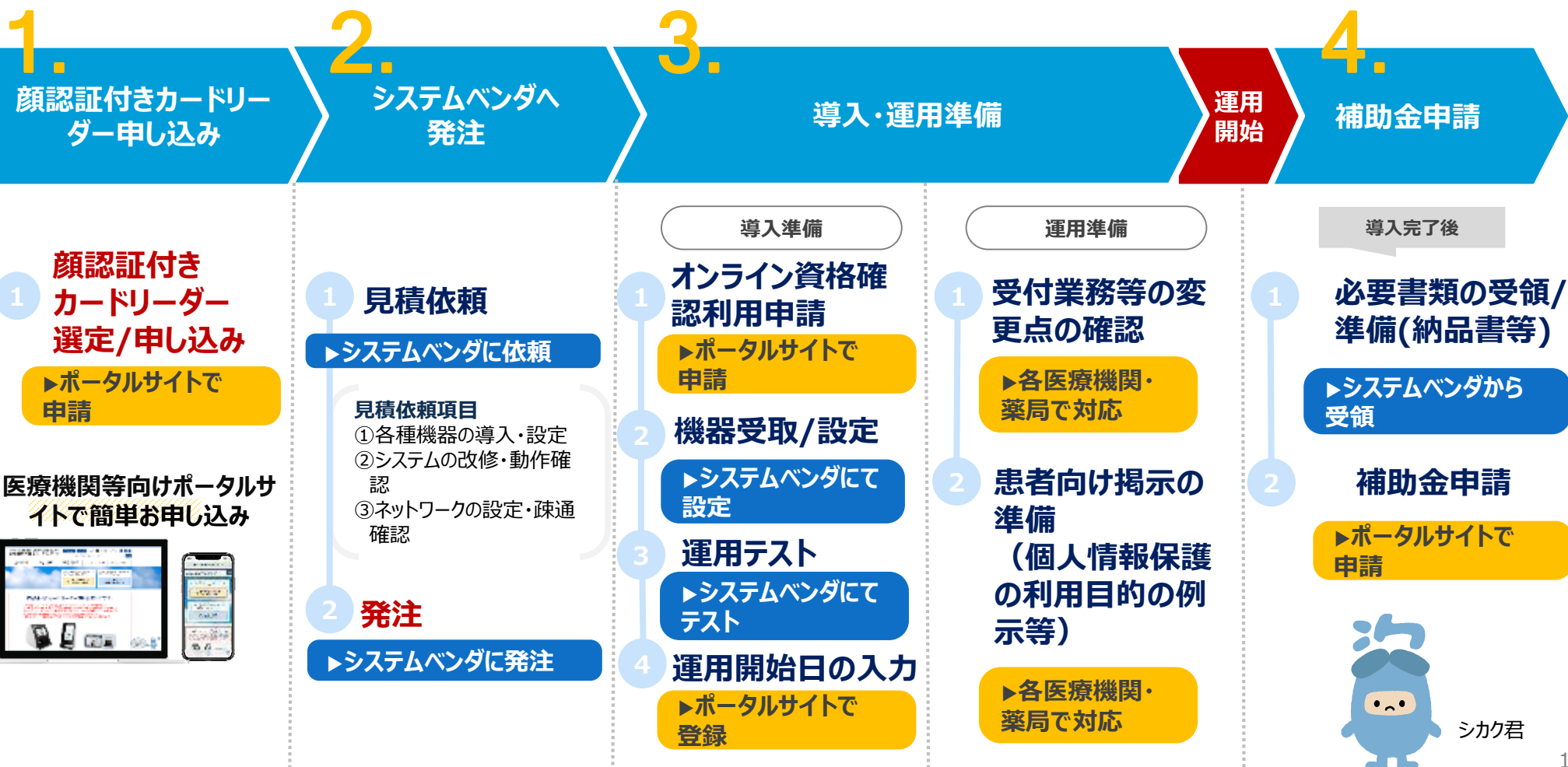
<仕様例>

- 顔認証開始から資格確認終了まで、**原則、5秒以内**

5. 準備作業について

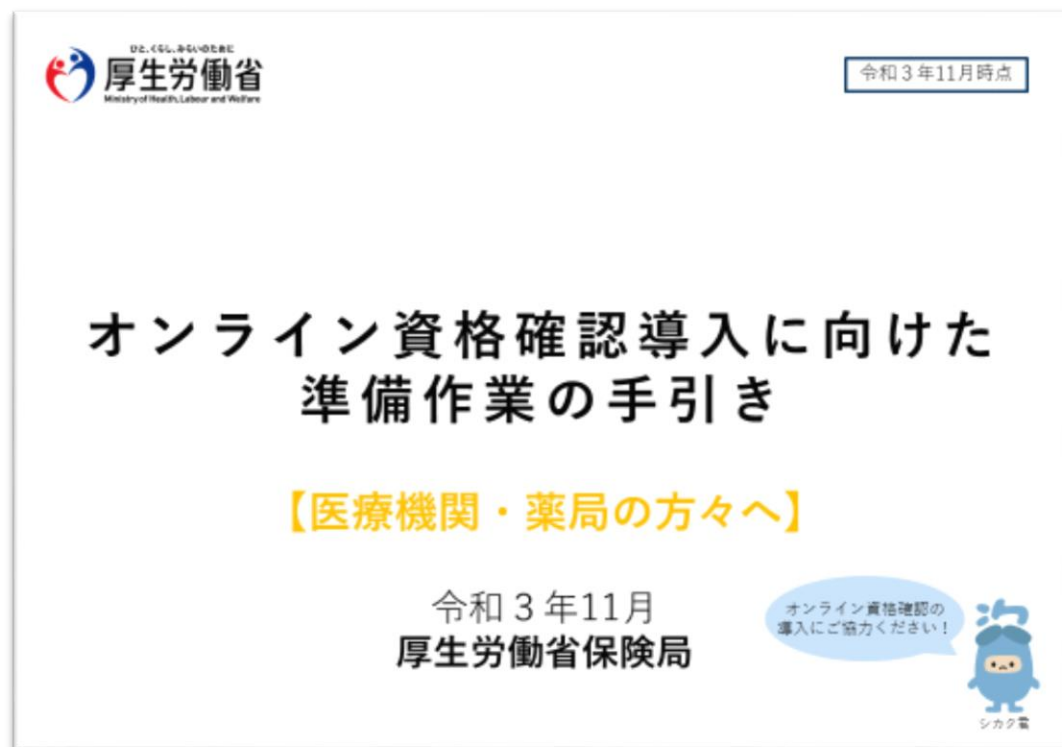
オンライン資格確認の利用に向けた準備作業は以下の4ステップになります。

顔認証付きカードリーダーの提供や、システムベンダ（現在ご利用のレセプトコンピュータ等の業者）の現地作業までに期間を要するため、お早めにポータルサイトでのお申し込み/システムベンダへの発注をお願いします。



5. 準備作業について

- レセコン等を導入しておらず、相談先がわからない方は、医療機関等向けポータルサイト掲載の「オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先」をご確認ください。
- その他詳細は、「準備作業の手引き」をご覧ください。
(厚労省ホームページ、医療機関等向けポータルサイトに掲載)



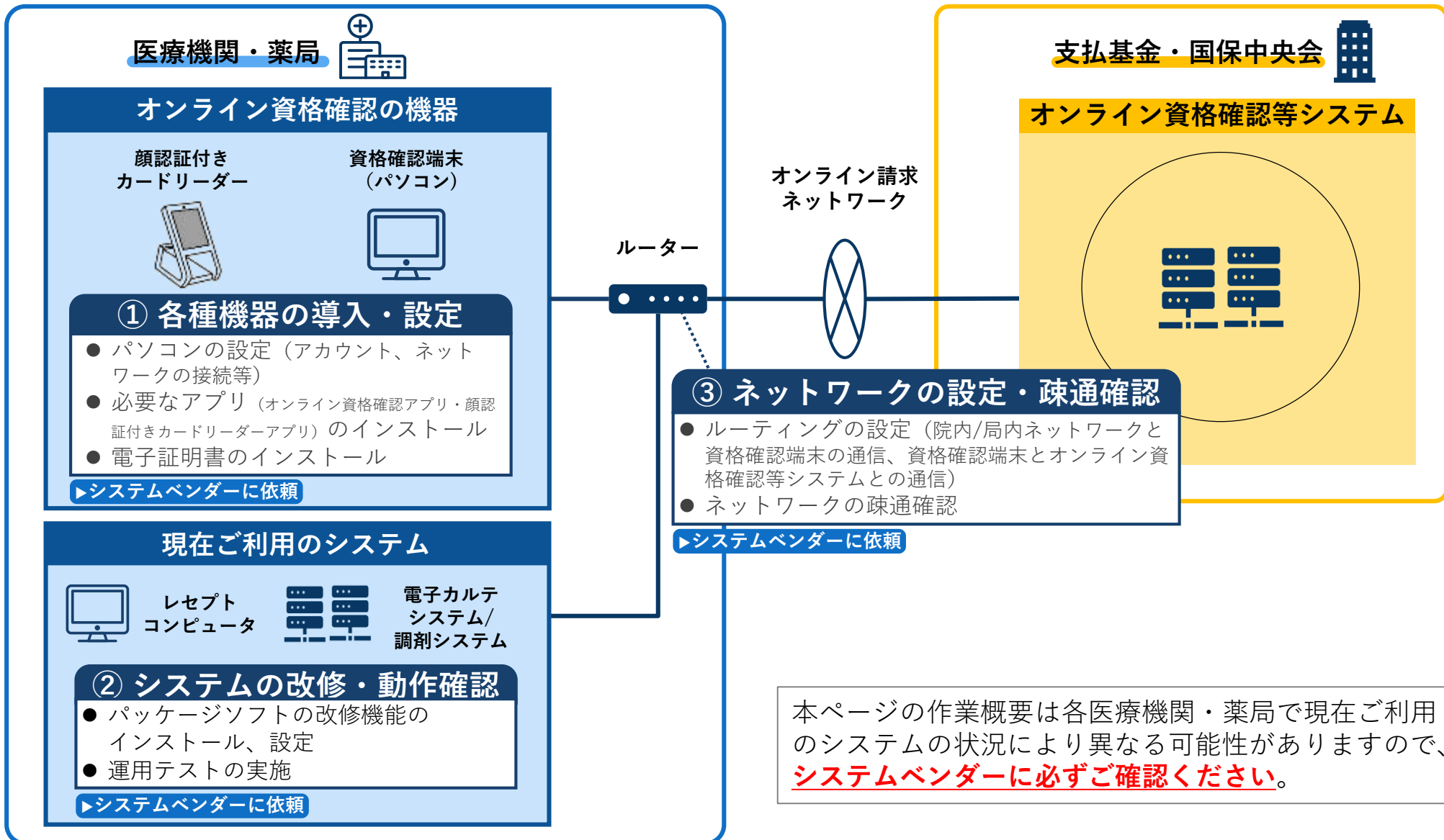
※

※ 適宜、最新版に更新しています。



〈参考〉システムベンダーに依頼いただく作業概要

- 導入にあたっては、現在ご利用のレセプトコンピュータ等のシステムベンダーに各種作業を依頼いただく必要があります。下記を参照のうえ、システムベンダーへの相談・依頼をお願いいたします。



本ページの作業概要は各医療機関・薬局で現在ご利用のシステムの状況により異なる可能性がありますので、**システムベンダーに必ずご確認ください。**

6. まずは、ポータルサイトにてアカウントの登録をお願いします。

オンライン資格確認に参加するかどうかまだ決めていない方も、まずはポータルサイトへの登録をお願いします。

最新の情報をお届けすることができます。また、このポータルサイトで必要な手続きを行うことができます。

(※) 書面で申請された方もポータルサイトへの登録が便利です。必要な情報が受け取れるようになります！(二重申し込みになることはありません)



アカウント登録でできること

- 最新情報をメールでお知らせ
- 顔認証付きカードリーダー申込
- オンライン資格確認利用申請
- 補助金申請

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>



オンライン資格確認

検索

お問合せ先：医療情報化支援基金

contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-080-4583 (通話無料)

平日 8:00~18:00

土曜日 8:00~16:00

※ お電話でのお問合せは、混み合うことがございます。
メールでのお問合せを推奨します。

7. 顔認証付きカードリーダーの申込受付中

医療機関等向けポータルサイトで、導入したい機種を選んでお申し込み下さい。

顔認証付きカードリーダーの申込や各種申請と共に、必要機器の導入やシステム・ネットワークの改修が必要です。各ベンダにお問い合わせ下さい。

※どのカードリーダーでも、資格確認端末を導入いただければ、各医療機関が導入しているレセプトコンピュータと連携することができます。



富士通Japan株式会社



パナソニック システム
ソリューションズ ジャパン
株式会社



株式会社アルメックス



キャノンマーケティングジャパン
株式会社

顔認証付きカードリーダーの
カタログページはこちら
動画もあります！



レセプトコンピュータ等の改修・
オンライン資格確認端末等の導入

相談先

現在、使用しているレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

ネットワーク構成の変更

相談先

現在、使用しているレセプトオンライン請求のネットワークの事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

8. 医療機関・薬局への補助

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供（病院 3 台まで、診療所等 1 台）。
- それ以外の費用（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病 院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月 4 万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン 薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1 台無償提供	1 台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1 台導入する場合	2 台導入する場合	3 台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その3/4を補助
	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助		

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

※ 補助が出る期間は、令和 5 年 3 月末までに補助対象事業を完了させ、令和 5 年 6 月末までに補助金交付申請をしたものが対象となります。

9. オンライン資格確認の導入が完了したら、運用開始まであと一歩

- 準備作業が完了したら、医療機関等向けポータルサイトにて運用開始日を登録するだけで運用を開始できます。
- 登録完了後は通常の運用開始となりますので、特段の手続き等は必要ありません。
- 「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページにこちらからアクセスし、運用開始日を入力してください。
(医療機関等向けポータルサイトへのログインが必要です)

<https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/start/>

準備作業が完了したら
医療機関等向けポータルサイトから
運用開始日を登録するだけ！



ぜひ、「運用開始日」の
入力をお願いします！



シカク君

10. 周知・広報資料（導入事例紹介サイト）

- オンライン資格確認を導入した医療機関・薬局における**具体的な事例を、セグメント（病院、医科診療所、歯科診療所、薬局）ごとに紹介**する特設ウェブサイトを設置しています。
- 参加医療機関等の**インタビュー記事、導入のポイント及び導入イメージ動画**を各セグメントごとに掲載しています。
- 今後も、より具体的なニーズに対応した事例などを紹介していきます。

サイトURL：<https://cases.iryohokenjyoho-portalsite.jp/points/>

オンライン資格確認 導入事例

検索

導入事例の紹介

導入のポイント

オンライン資格確認 導入のポイント

導入事例

CASE.01

ICTの活用による業務効率化、
患者サービス向上で地域医療への
更なる貢献を

日本海総合病院（山形県山形市）

総合医療機関システムの構築、医療情報の迅速な伝達に努める日本海総合病院。約700床、1日1,400人以上の外来患者の診療を支える同病院が、オンライン資格確認導入に踏み切った経緯と成果、課題を伺いました。

もっと詳しく



01 病院

導入先：日本海総合病院

01

システムベンダーとの密な連携・相談、要件洗い出しによる現実的な導入計画の立案

システムベンダーへの依頼、相談

既存の電子カルテやレセコンとの連携に必要な、受診範囲・自院等の機材を事前にシステムベンダーへ依頼。システムベンダーも迅速に現場に合わせ、導入の準備を事前に洗い出さず、関係者への導入説明も行っている。



10. 周知・広報資料（導入事例紹介サイト）

導入事例紹介サイトにおける事例

日本海総合病院(山形県酒田市)



Q. オンライン資格確認を導入したことで、業務の内容や流れはどのように変わりましたか。

A. これまでは、医事会計システムに登録した内容を保険証のコピーをもとに目視でダブルチェックしていましたが、医事会計システムと連携したことにより資格確認の結果を画面上で確認できるようになり、業務効率が向上しました。

また、資格確認事項の不備によりレセプトが返戻されると、患者さんに電話をして保険証を持参していただき、登録しなおす必要がありました。こうした事務処理が省けることで、患者さんにご負担をおかけすることがなく、併せて業務の効率化にも大きく寄与すると考えています。

あかいしクリニック(東京都三鷹市)



Q. 実際に導入してみて最も大きなメリットは何でしょうか。

A. 保険資格の確認は、これまで目視による健康保険証の確認と手作業による入力で、患者さん 1 人当たり30秒ほどかかっていました。顔認証付きカードリーダーを導入することにより、この作業があっという間に済むようになりました。

プライマリ・ケアを担うクリニックは、インフルエンザシーズンなどで患者数が通常より格段に増加することがあり、その際、資格確認やレセプト返戻にともなう事務員の負担が大幅に軽減されるメリットは大きいと感じています。

矢嶋歯科医院(東京都杉並区)



Q. 導入後のランニングコストはいかがですか

A. レセプトコンピューター側の価格設定次第ではありますが、それほど高額にはならないのではないのでしょうか。インターネット回線を引く金額とそう変わらないはずです。保守費用などが月額負担としてかかるケースもあるようですが、日常業務で発生する細かなトラブルに対応してくれることを考えれば必要な経費だと思います。

いずれにしても、オンライン資格確認を導入すると、コストを上回るメリットが十分に得られます。多少のランニングコストが発生するとしても、導入する価値は大いにあると思いますね。

さなえ薬局(東京都足立区)



Q. システム導入において苦労した点はどこですか？

A. 日頃からお世話になっていて信頼しているシステムベンダーにお任せしましたので、特に大きな苦労はありませんでした。過去にレセプトコンピューターなど他のシステムを導入してもらったシステムベンダーに依頼すれば、オンライン資格確認等システムと他のシステムを一元化できる可能性がありますし、相談などもしやすいでしょう。（中略）

今のところ目立ったトラブルはありませんが、レセプトコンピューターに関する疑問点や改善を希望する点などがあれば集約して、近いうちにシステムベンダーにまとめて問い合わせるつもりです。

10. 周知・広報資料（導入事例紹介サイト）

導入事例紹介サイトにおける事例

公立岩瀬病院(福島県須賀川市)



Q.実際に導入して感じたメリットは何でしょうか？

A.当院ではマイナンバーカードを用いた受付の他、主に「一括照会」の機能を活用しています。これは、入院や受診の予約をしている患者さんの保険資格などの情報を事前に照会できる機能です。オンライン資格確認は、マイナンバーカードを持っていない患者さんでも健康保険証の記号番号などで資格確認が可能です。一括照会では、こうした患者さんも含めて事前に予約患者の資格確認をおこなうことができ、受付業務を円滑に進めることができます。

はとりクリニック(神奈川県川崎市)



Q.早期に導入したメリットについてお聞かせください。

A.オンライン資格確認のようなシステムは、多くの先生方に普及されたあとから導入するほうが苦労が少ないのは確かでしょう。実際、当院も導入の段階では試行錯誤しました。しかし、医療のIT活用は、必須です。オンライン資格確認のみではなく、この基盤が、将来、他院での投薬情報、禁忌薬剤、EHR、PHR、健診データを経年で把握し、医療介護連携を安全に構築できるようになることが期待されますので、先行して行ったことは意味ある事と考えます。

医療法人佐藤たもつ歯科医院
(岩手県盛岡市)



Q.これからオンライン資格確認等システムを導入する歯科医院に向けてアドバイスをするとしたら、どのようなことを伝えますか？

A.自院のシステムをどうしたいのか、方針を明確にすることが大切です。たとえば、新規にシステムベンダーを探す場合、レセプトコンピューターと資格確認端末を一体型で提供しているシステムベンダーもあれば、資格確認端末を含めた構成で提供しているシステムベンダーもあります。自院ではどちらの形式を希望するのか、決めたくて依頼する必要があります。また、システムベンダーにも方針をはっきり伝えておくことが大切です。

ダイガク薬局四条(京都府京都市)



Q.今後、オンライン資格確認に期待することは？

A.薬剤情報は非常に助かります。患者さんが体調に不安を抱えていても、現状ではおくすり手帳を出していただかなければ何も情報が得られず、どうしようかと悩むことがあります。処方されている薬や過去に飲んでいた薬などの確かな情報が得られたら、患者さんの健康のためにアドバイスできることが増えます。また、自治体ごとに形式が異なるため難しいかもしれませんが、将来的に自治体が発行している公費に係る証情報も連携されると、利便性が高まると思うので、期待しています。

10. 周知・広報資料（導入事例紹介サイト）

- 医療機関等において、オンライン資格確認を活用することで得られる効果について、動画で説明。
導入事例紹介サイトや、医療機関等向けポータルサイトで紹介。

動画URL：<https://www.youtube.com/watch?v=-OBOuIBiAE8>

1 健康保険証の情報で即座に資格確認

- ▶ マイナンバーカードをお持ちでない患者でも資格確認が可能
- ▶ 最小限の入力で患者情報・資格情報が連携され、入力の負担が軽減

2 マイナンバーカードで更に多くの情報を自動取得

- ▶ 健康保険証の情報でのオンライン資格確認よりも更に入力の手間が軽減

3 予約患者等の保険資格を事前にまとめて確認

- ▶ 一括照会機能を用いて、予約されている患者の保険資格・患者情報を事前にまとめて確認することで、窓口業務の負担を軽減

11. オンライン資格確認の今後

オンライン資格確認は今後のデータヘルスの基盤となります

今後拡大予定の機能

- ・ 現在全国の医療機関・薬局で確認できる情報は、薬剤情報・特定健診等情報のみですが、**対象となる情報を拡大**します。（令和4年夏を目処）手術、移植、透析、医療機関名といった項目が対象となる予定です。
- ・ オンライン資格確認等システムを基盤とし、**電子処方箋の仕組みを構築**します。（令和5年1月予定）紙の受け渡しが必要になり、薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能となります。
- ・ **閲覧・活用できる健診等を拡大**します。
- ・ 現在対象になっていない**生活保護受給者に対する医療扶助の医療券・調剤券**も対象にする（令和5年度中）など順次対象を広げていきます。
- ・ **訪問診療等におけるオンライン資格確認**も検討しています。

オンライン資格確認には以下の特徴があり、データヘルスの基盤となっていきます。

- ① 全国の医療機関・薬局と安全かつ常時接続されています
- ② 医療情報を個人ごとに管理しており、本人の情報を確実に得ることができます
- ③ 患者の同意を確実にかつ電子的に得ることができます



12. Q&A

< 1. オンライン資格確認とは >

Question

Answer

Q. オンライン資格確認を導入したら、患者はマイナンバーカードがないと受診できないのですか？

A. 健康保険証でも受診できます。

薬剤情報等を踏まえた診療を受けたい患者はマイナンバーカードが必要です。

Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

A. 医療機関・薬局において患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。

オンライン資格確認では、マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

Q. 医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等の情報を支払基金・国保中央会が閲覧できるようになるのですか？

A. オンライン資格確認は、支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組みです。

支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。

12. Q&A

< 1. オンライン資格確認とは >

Question

Q. オンライン資格確認は必ず導入しなければいけませんか？

Q. 患者はマイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか？

Q. 薬局において、患者本人、家族以外の訪問介護員や知人などが薬を受け取りにきた場合はどうすればよいでしょうか。

Answer

A. 資格の確認を確実に行うことは保険制度の基本です。
また、レセプト返戻の削減、事務の効率化、薬剤情報等の閲覧、災害への備えとして導入をご検討ください。
今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えますので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入の検討をお願いします。

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ患者がマイナポータルで保険証利用の申込をすることが必要です。
なお、保険証利用の申込をしていない患者が受診した場合には、医療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーで簡単に保険証の利用登録ができます。

A. 処方箋を用いてオンライン資格確認を行うことが基本となります。
マイナンバーカードの暗証番号については、みだりに他人に教えないようお願いをしておりますので、その範囲内での対応をお願いできればと思います。

12. Q&A

<2. 医療機関・薬局で変わる事/準備について>

Question

Q. マイナンバーカードの取扱いで
気をつけるべきことはありますか？

A. 医療機関・薬局の窓口では**マイナンバーカードは預かりません。**
患者においては、**顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただく**、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。

Q. 「窓口でマイナンバーカードは預からない」とのことですが、障害のある方などへの介助をする際にも認められないのでしょうか。

A. 患者の方のご希望により、ご本人の前で支援を行うことを妨げるものではありません。

Q. 患者がマイナンバーカードを忘れたらどのようにしたらよいですか？

A. **現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様**になります。
もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施してください。

Q. マイナンバーカードが健康保険証として使えることを、どのように患者さんに伝えたらよいですか？

A. マイナンバーカードでのオンライン資格確認が利用できることの**ポスター等を準備**し、医療機関・薬局に送付させていただきます。
※ その他、ポスター、リーフレットの案を厚生労働省ホームページに掲載しているのでご利用ください。

12. Q&A

<2. 医療機関・薬局で変わる事/準備について>

Question

Q.医療機関・薬局内で患者のマイナンバーカードを拾得した場合はどうすればいいですか。保管義務はかかるのでしょうか？

A.医療機関内で拾得したマイナンバーカードについては、**施設内における拾得物（財布や免許証等を落とした場合）と同様の対応**となります。拾得したマイナンバーカードを警察に届け出る、あるいは本人に連絡をして返却するまでの間、一時的に預かることは**特定個人情報の収集・保管制限に違反しません**。

Q.オンライン資格確認を開始するためには、何をすれば良いですか？

A. 支払基金ポータルサイトから、支払基金に利用の申込みをしていただく必要があります。手続きの内容・方法については、**ポータルサイトにアカウント登録**いただければ、順次必要なお知らせをします。併せて、**システムベンダ等に改修費用の見積を依頼**してください。

Q. レセプトのオンライン請求を利用していませんが、オンライン資格確認を始めることはできますか？

A.**オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能**です。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。

12. Q&A

< 3. 資格確認端末について >

Question

Q. 推奨しているOSを「Windows LTSC」に限定している理由はなぜですか？

Q. Windows10 Pro等のOSを利用することは可能ですか？

Answer

A. オンライン資格確認等システムの資格確認端末では、**Windows OSのサポート期間が10年間と長いLTSC版を推奨OSとしています。**

これは、LTSC版は、機能更新は行われず、セキュリティパッチがMicrosoftから10年間提供されるため、医療機関・薬局側に負担をかけずOSのセキュリティ維持を行うことができ、安全にオンライン資格確認等システムと接続いただけるため採用しています。

A. Windows10 Pro等、LTSC版以外のOSを選択する場合には、医療機関・薬局にて必要なセキュリティ対策を行い、システムベンダにてセキュリティパッチや機能更新パッチの適用を適切に実施することをお願いしています。

12. Q&A

<参考：マイナンバーカードについて>

Question

Answer

Q.うら面のマイナンバーを見られたら
他人に悪用されませんか？

A.マイナンバーを見られても、**他人はあなたになりすまして手続きすることはできません**。マイナンバーを利用する手続では、**顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難**です。

Q. ICチップ部分にはプライバシー性の
高い情報は記録されないのですか？

A. ICチップ部分には、**税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません**。健康保険証として使えるようになって、特定健診結果や薬剤情報がICチップに記録されることはありません。

※ICチップに入っている情報は、①券面に記載されている氏名、住所、生年月日、顔写真、マイナンバーと、②電子証明書です。
医療機関や薬局では顔認証も可能ですが、それ以外の場所では、**情報を利用するために暗証番号が必要**です。
不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みになっています。

Q.マイナンバーカードは持ち歩いて
大丈夫なのですか？

A.**キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫**です。ただし、失くさないように注意してください。
万が一、紛失してしまっても一時利用停止が可能で、24時間365日対応しています。マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

【参考】

https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mnp-get/security_quiz/

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_difference.pdf

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_security.pdf

参考：マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みについて

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、**健康保険証利用の申込みが必要です（生涯1回のみ）**。
- 医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができますが、**医療機関等において待ち時間が発生することを防ぐため、あらかじめ手続きしておいていただくことをお願い**しています。
- 健康保険証利用の申込みを事前に行うには、マイナンバーカードと**カードリーダー機能を備えたデバイス（スマートフォン、PC+ICカードリーダー）を用いる必要**があります。
その他、**セブン銀行のATM**でも申込が可能です。

カードリーダー機能を備えたデバイスを被保険者や家族等が**所持している**場合

▶ 「マイナポイントアプリ」をインストールして申込み

インストールした「マイナポイントアプリ」にてマイナポイント申込後、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込（一括登録）を行う。

マイナポイントアプリ



マイナポータル・マイナポータルアプリ



・マイナンバーカード読み取り可能機種
iPhoneの場合：iPhone7以降
Android端末：257機種
(2021年12月20日現在)

▶ 「マイナポータルアプリ」をインストールして申込み

マイナポータルにおいてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

カードリーダー機能を備えたデバイスを**所持していない**場合

▶ 各市区町村において設置する住民向け端末等から申込み

各市区町村において設置する住民向け端末等から、マイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

住民向け端末



▶ 医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから申込み（運用開始時点以降）

医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから、マイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

顔認証付きカードリーダー



※ **その他、セブン銀行のATMでも申込が可能**



マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで!



- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込に必要な専用アプリ）に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

➤ セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!

ATMでの申込に必要なもの



+



※ATMの操作に
健康保険証は
不要です。

マイナンバーカード

利用者証明用
パスワード
(4桁)

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが
貼ってある医療機関・薬局で
使えるようになります



保険証の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付

※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

ATMでの健康保険証利用の申込みについて
くわしくはこちら



健康保険証利用の
申込みのお問合せ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和3年11月1日現在）

総務省公表資料
一部改変

1 団体区分別

区分	人口（R3.1.1時点）	交付枚数	人口に対する交付枚数率
全国	126,654,244	49,552,693	39.1%
特別区	9,572,763	4,141,527	43.3%
指定都市	27,549,061	11,343,492	41.2%
市（指定都市を除く）	78,865,174	30,318,200	38.4%
町村	10,667,246	3,749,474	35.1%

2 区分別交付率上位10団体

自治体ごとの交付状況は総務省HP参照（https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/#kouhu）

【特別区・市】

団体名	人口 （R3.1.1時点）	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
石川県加賀市	65,307	46,153	70.7%
高知県宿毛市	19,895	13,659	68.7%
宮崎県都城市	163,571	110,382	67.5%
兵庫県養父市	22,824	15,351	67.3%
石川県珠洲市	13,700	8,465	61.8%
愛媛県大洲市	42,004	25,562	60.9%
高知県四万十市	33,333	19,009	57.0%
福岡県行橋市	73,045	41,128	56.3%
三重県いなべ市	45,401	24,620	54.2%
兵庫県三田市	110,863	58,964	53.2%

【町村】

団体名	人口 （R3.1.1時点）	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
新潟県粟島浦村	344	261	75.9%
大分県姫島村	1,933	1,466	75.8%
静岡県西伊豆町	7,519	4,942	65.7%
兵庫県香美町	16,898	10,967	64.9%
長野県南牧村	3,162	2,006	63.4%
茨城県五霞町	8,385	4,994	59.6%
鹿児島県中種子町	7,775	4,545	58.5%
福島県桑折町	11,568	6,619	57.2%
福島県磐梯町	3,407	1,946	57.1%
岐阜県白川村	1,572	879	55.9%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和3年11月1日現在）

総務省公表資料
一部改変

3 都道府県別

都道府県名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,228,732	1,832,151	35.0%
青森県	1,260,067	425,223	33.7%
岩手県	1,221,205	409,149	33.5%
宮城県	2,282,106	879,594	38.5%
秋田県	971,604	356,061	36.6%
山形県	1,070,017	373,642	34.9%
福島県	1,862,777	639,654	34.3%
茨城県	2,907,678	1,086,582	37.4%
栃木県	1,955,402	711,200	36.4%
群馬県	1,958,185	644,916	32.9%
埼玉県	7,393,849	2,777,664	37.6%
千葉県	6,322,897	2,526,173	40.0%
東京都	13,843,525	5,902,244	42.6%
神奈川県	9,220,245	3,892,241	42.2%
新潟県	2,213,353	720,025	32.5%
富山県	1,047,713	420,282	40.1%
石川県	1,132,656	452,045	39.9%
福井県	774,596	291,335	37.6%
山梨県	821,094	296,083	36.1%
長野県	2,072,219	695,990	33.6%
岐阜県	2,016,868	743,919	36.9%
静岡県	3,686,335	1,456,094	39.5%
愛知県	7,558,872	2,951,283	39.0%
三重県	1,800,756	700,057	38.9%

都道府県名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
滋賀県	1,418,886	610,822	43.0%
京都府	2,530,609	1,006,301	39.8%
大阪府	8,839,532	3,582,802	40.5%
兵庫県	5,523,627	2,433,800	44.1%
奈良県	1,344,952	585,222	43.5%
和歌山県	944,750	327,946	34.7%
鳥取県	556,959	206,262	37.0%
島根県	672,979	256,926	38.2%
岡山県	1,893,874	726,459	38.4%
広島県	2,812,477	1,123,038	39.9%
山口県	1,356,144	558,019	41.1%
徳島県	735,070	281,965	38.4%
香川県	973,922	381,988	39.2%
愛媛県	1,356,343	529,143	39.0%
高知県	701,531	222,722	31.7%
福岡県	5,124,259	2,004,022	39.1%
佐賀県	818,251	313,609	38.3%
長崎県	1,336,023	505,072	37.8%
熊本県	1,758,815	671,623	38.2%
大分県	1,141,784	434,224	38.0%
宮崎県	1,087,372	551,420	50.7%
鹿児島県	1,617,850	594,351	36.7%
沖縄県	1,485,484	461,350	31.1%
合計	126,654,244	49,552,693	39.1%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和3年11月1日現在）

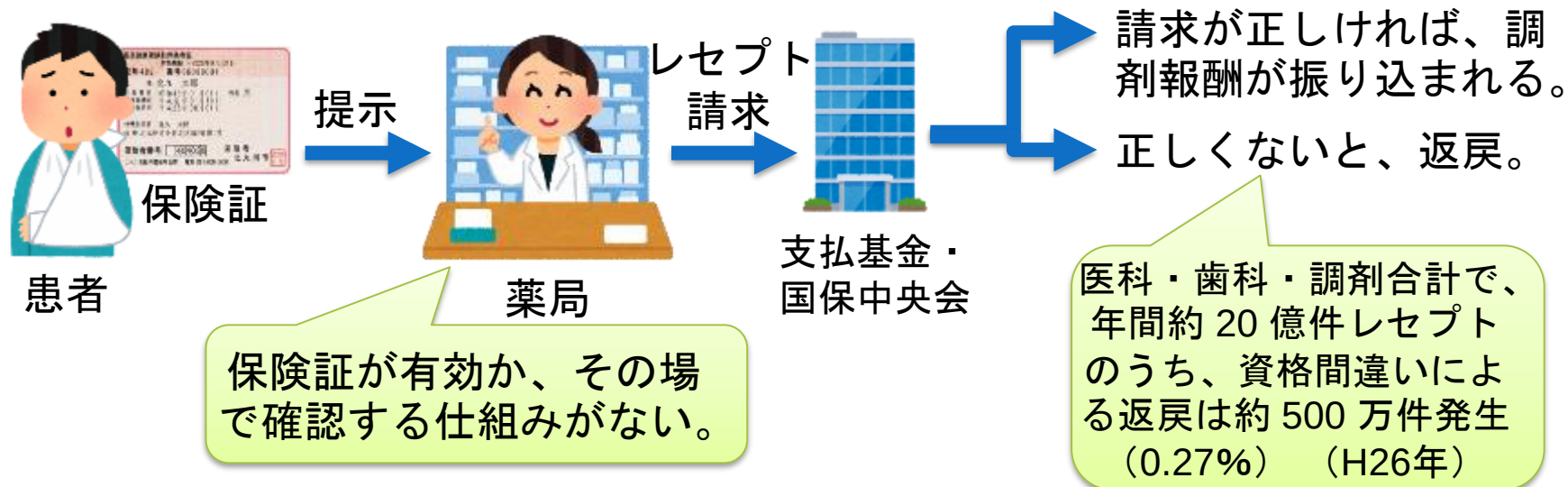
総務省公表資料
一部改変

4 年齢・男女別

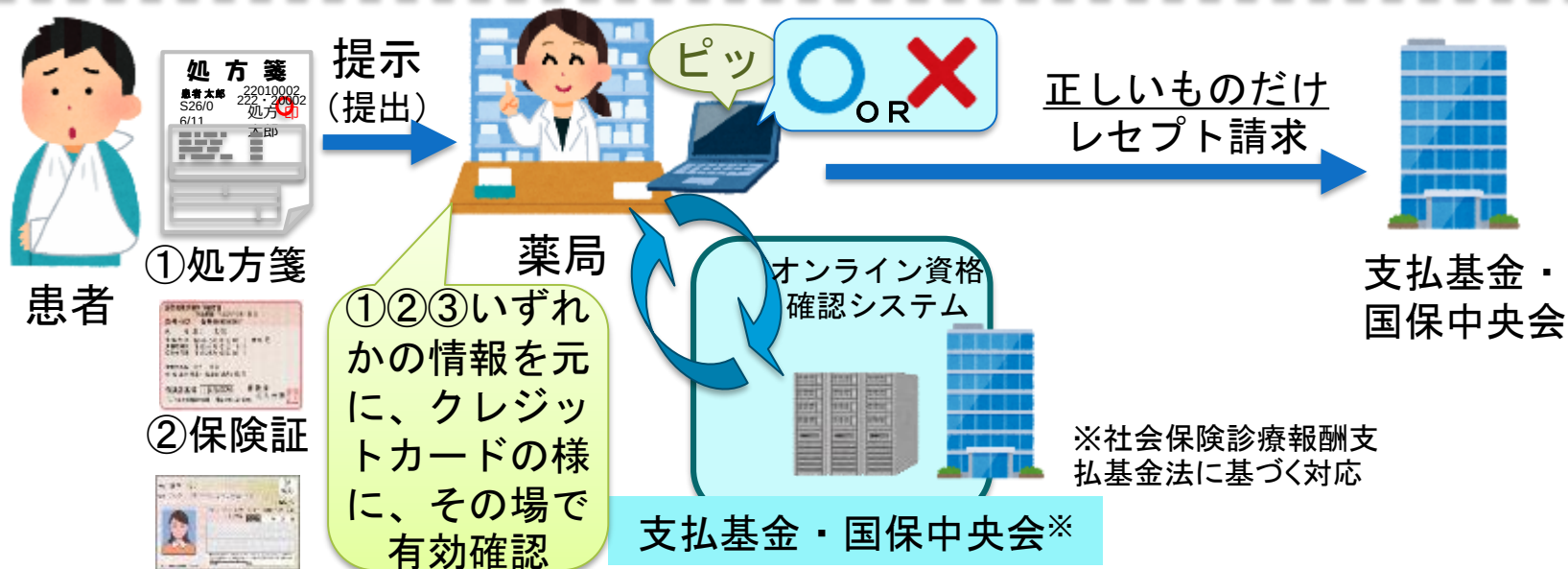
年齢	人口（R3.1.1時点）			交付枚数			人口に対する 交付枚数率			全体に対する 交付枚数率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全体	61,797,907	64,856,337	126,654,244	24,552,231	25,000,462	49,552,693	39.7%	38.5%	39.1%	100.0%	100.0%	100.0%
0～4歳	2,368,294	2,253,015	4,621,309	611,038	585,478	1,196,516	25.8%	26.0%	25.9%	2.5%	2.3%	2.4%
5～9	2,671,006	2,540,699	5,211,705	864,823	831,641	1,696,464	32.4%	32.7%	32.6%	3.5%	3.3%	3.4%
10～14	2,813,693	2,672,424	5,486,117	860,221	835,311	1,695,532	30.6%	31.3%	30.9%	3.5%	3.3%	3.4%
15～19	2,930,647	2,788,116	5,718,763	942,161	926,415	1,868,576	32.1%	33.2%	32.7%	3.8%	3.7%	3.8%
20～24	3,279,022	3,099,426	6,378,448	1,122,718	1,199,295	2,322,013	34.2%	38.7%	36.4%	4.6%	4.8%	4.7%
25～29	3,322,243	3,122,193	6,444,436	1,225,211	1,333,945	2,559,156	36.9%	42.7%	39.7%	5.0%	5.3%	5.2%
30～34	3,477,071	3,299,165	6,776,236	1,388,046	1,448,317	2,836,363	39.9%	43.9%	41.9%	5.7%	5.8%	5.7%
35～39	3,873,471	3,725,116	7,598,587	1,527,295	1,554,561	3,081,856	39.4%	41.7%	40.6%	6.2%	6.2%	6.2%
40～44	4,328,567	4,176,094	8,504,661	1,644,578	1,630,492	3,275,070	38.0%	39.0%	38.5%	6.7%	6.5%	6.6%
45～49	5,036,488	4,884,780	9,921,268	1,895,359	1,868,054	3,763,413	37.6%	38.2%	37.9%	7.7%	7.5%	7.6%
50～54	4,445,711	4,356,821	8,802,532	1,844,721	1,861,329	3,706,050	41.5%	42.7%	42.1%	7.5%	7.4%	7.5%
55～59	4,012,379	3,996,798	8,009,177	1,666,030	1,687,818	3,353,848	41.5%	42.2%	41.9%	6.8%	6.8%	6.8%
60～64	3,671,788	3,740,656	7,412,444	1,733,938	1,729,290	3,463,228	47.2%	46.2%	46.7%	7.1%	6.9%	7.0%
65～69	3,939,694	4,158,810	8,098,504	1,841,348	1,821,798	3,663,146	46.7%	43.8%	45.2%	7.5%	7.3%	7.4%
70～74	4,415,966	4,921,233	9,337,199	2,153,466	2,194,116	4,347,582	48.8%	44.6%	46.6%	8.8%	8.8%	8.8%
75～79	3,073,178	3,817,058	6,890,236	1,308,358	1,420,184	2,728,542	42.6%	37.2%	39.6%	5.3%	5.7%	5.5%
80～84	2,222,338	3,134,063	5,356,401	1,014,526	1,106,610	2,121,136	45.7%	35.3%	39.6%	4.1%	4.4%	4.3%
85～89	1,318,085	2,384,056	3,702,141	607,531	649,029	1,256,560	46.1%	27.2%	33.9%	2.5%	2.6%	2.5%
90～94	491,646	1,290,447	1,782,093	241,538	249,634	491,172	49.1%	19.3%	27.6%	1.0%	1.0%	1.0%
95～99	97,017	424,275	521,292	53,519	58,513	112,032	55.2%	13.8%	21.5%	0.2%	0.2%	0.2%
100歳以上	9,588	71,049	80,637	5,806	8,632	14,438	60.6%	12.1%	17.9%	0.0%	0.0%	0.0%

オンラインによる医療保険の受給資格確認

今まで



これから



③マイナンバーカード

◎今後変更される可能性もあります。

具体的な手法（概要）

◎今後変更される可能性もあります。

処方箋

患者 太郎 22010002
S26/06/11 222・20002
処方 太郎

保険証

氏 名 北九 太郎
生 年 月 日 昭和45年01月01日 性別 男
資格取得日 平成元年01月10日
交付年月日 平成25年05月01日
健康保険者 北九 太郎
住所 北九州市小倉北区城内1番1号
保険者番号 2040203 保険者 北九州市
〇〇 国民健康保険 電話 0931-030-0000

保険者番号 22010002
被保険者記号 222
被保険者番号 20002
被保険者枝番 (未入力可)
生年月日 S260611 (西暦可)

以上の情報を元に、
オンライン資格確認システムに問合せ



オンライン
資格確認
システム

支払基金・国保中央会

マイナンバーカード

氏名 北九 太郎
生 年 月 日 昭和45年01月01日
マイナンバー 1234567890123
住所 北九州市小倉北区城内1番1号
1234



顔認証付きカードリーダーでの本人確認

または

暗証番号入力での本人確認



問合せた情報が有効な場合、
・漢字氏名
・性別
・本人・家族の別
・負担割合 等
も合わせて回答される。



問合せた情報が無効の場合、
①新しい別の資格がある、
②無効である、
のどちらかが回答される。



無保険状態にならない限り、マイナンバーカードに紐付いた有効な最新の情報が回答される。



無効であることが回答される。